





## 人事委員会規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年八月十三日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

## 鳥取県人事委員会規則第二十三号

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則（昭和三十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「職員の区分」を「区分」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 農業及び農民生活関係 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第十四条の二第一項に規定する改良普及員に任用されている者

二 林業関係 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第八十七条第一項に規定する林業改良指導員（以下「林業改良指導員」という。）に任用されている者（森林法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第八十五号）附則第二項の規定により林業改良指導員に任用される資格を有するものとされた者で、林業改良指導員に任用されたものにあつては、昭和三十二年七月十四日から昭和三十九年七月十日までの間に任用されたものに限る。）

第二条第四号イ、ロ及びハ以外の部分中「イからハまで」を「イからニ

まで」に改め、同条同号ハ中「ロ」を「ハ」に改め、同条同号ハを同条同号ニとし、同条同号ロ中「別表第五」を「別表第二」に、「別表第六」を「別表第三」に、「別表第七」を「別表第四」に、「別表第四」を「別表第一」に改め、同条同号ロを同条同号へとし、同条同号イ中「学校教育法」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」に、「旧大学令」を「旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）」に、「別表第四」を「別表第一」に改め、同条同号イを同条同号ロとし、同条同号にイとして次のように加える。

イ 農林大臣の定めるところにより都道府県が行なう資格試験に合格した者

第二条第五号ロ中「別表第八」を「別表第五」に、「別表第九」を「別表第六」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「職員の区分」を「区分」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 農業及び農民生活関係 農業改良助長法第十四条の二第一項に規定する専門技術員に任用されている者

二 林業関係 森林法第八十七条第一項に規定する林業専門技術員（以下「林業専門技術員」という。）に任用されている者（森林法施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定により林業専門技術員に任用される資格を有するものとされた者で、林業専門技術員に任用されたものにあつては、昭和三十二年七月十四日から昭和三十九年七月十日までの間に任用されたものに限る。）

第三条第三号イ中「別表第十」を「別表第七」に、「別表第十一」を「別表第八」に改める。

別表第一から別表第三までを削り、別表第四を別表第一とし、別表第五を別表第二とし、別表第六を別表第三とし、別表第七を別表第四とし、別表第八を別表第五とし、別表第九を別表第六とし、別表第十を別表第七とし、別表第十一を別表第八とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

〔定価一部一箇月三百円(送料を含む。)]